

本 則

1 契約種別

この料金表の契約種別は「電灯プラン A2」といたします。

2 料金表の変更

- (1) 当社は、民法第 548 条の 4 の規定にもとづき、この料金表を変更することがあります。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の料金表によります。
- (2) 消費税及び地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率に基づきこの料金表を変更いたします。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の料金表によります。
- (3) お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）の変更または法令等の制定もしくは改廃により、この料金表を変更する必要がある場合、当社は、変更後の託送約款等または法令等をふまえ、この料金表を変更することがあります。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の料金表によります。
- (4) 当社は、この料金表を変更する場合、変更前は、変更しようとする内容を、変更後は、変更した内容、需給契約が成立した日、供給地点特定番号ならびに、当社の名称および所在地を、電磁的方法等によりお客様にお知らせいたします。この場合、お客さまが希望されるときを除き、当該変更の内容以外のお知らせについては省略することがあります。

3 適用範囲

電気需給約款（低圧）（以下「約款」といいます。）の電灯需要（最大需要容量 6 キロボルトアンペア未満）の適用範囲に該当する需要で、お客さまが 1 年を通じてこの電灯プラン A2 の適用を受けることを希望される場合に適用いたします。

4 料金

料金は、電力量料金および約款別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、約款別表 2（市場価格等調整）によって算定された市場価格等調整額を差し引き、または加えたものといたします。

(1) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	38 円 21 銭
-------------	-----------

(2) 最低月額料金

(1)によって算定された電力量料金が次の最低月額料金を下回る場合、その1月の料金は、次の最低月額料金といたします。

1 契約につき	1,844 円 70 銭
---------	--------------

ただし、次の期間の料金は、電力量料金および約款別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

イ 電気の供給を開始した場合の開始日から直後の検針日の前日までの期間

ロ 需給契約が消滅した場合の直前の検針日から消滅日の前日までの期間

ハ 契約種別を変更した場合の変更日を含む料金の算定期間

5 電気料金請求書および電気料金計算内訳書の発行手数料

電気料金請求書および電気料金計算書の発行手数料は、次のとおりといたします。

1 契約 1 料金算定期間につき	165 円 00 銭
------------------	------------

6 その他

この料金表に定めのない規定については、約款の電灯需要（最大需要容量 6 キロボルトアンペア未満）にかかわる規定によります。

附 則

1 実施期日

この料金表は、2026年4月1日から実施いたします。